恒

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力

 一丁目2番20号
 発
 行

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

規則 ◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則 ◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 告 示 ○大規模小売店舗の新設の届出に関する 意見の概要 (経営支援課) ○漁船損害等補償法による同意成立(21 (漁業管理課) ○漁船損害等補償法による付保義務消滅(") ○道路の区域変更 ○道路の供用開始(3件) (") 公 告 ○令和7年度調理師試験の実施 (保健政策課) 5 ○換地処分の公告 (農業基盤課) 高知県公安委員会告示 ○警備員等に係る検定の実施 ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第22号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の 一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

動的粘弾性測定装置	1 台	1時間につき1,480円
-----------	-----	--------------

を

	THE LEW LIE WITH SHARE THE		- P
	動的粘弾性測定装置	1台	1 時間につき1,480円
	微小部粘弹性測定装置	1台	1 時間につき1,590円
	カロリーメーター	1台	1 時間につき3,360円

に改め、同表分析機器の項中「3,470円」を「3,410円」に、「CS同時分析装置」を「炭素硫黄分析装置」に、「1,910円」を「3,190円」に、

	自動滴定装置	1台	1時間につき870円
--	--------	----	------------

を

自動滴定装置	1台	1 時間につき870円
過酸化水素計	1台	1 時間につき920円

に改め、同表加工機器の項中

超微粒子ビーム成膜装置	1台	1 日につき9, 210円
小型高温高圧調理殺菌機	1台	1 時間につき1,530円

を

超微粒子ビーム成膜装置	1台	1日につき9,210円
四	1 🖂	1 1 10 10 10 20 9, 210 15

に改める。

	固体発光分 一般的なもの		1 試料	6,710円	
	析	特殊なもの	1 試料	12,520円	
	赤外線式炭素	L 表硫黄分析	1 試料	4,090円	
			<u> </u>	I	']
	固体発光分析	斤	1 試料	6, 430円	
	炭素硫黄分析		1試料	9,900円	
					']
	嗜好的機能物 ムによるもの	寺性評価システ の	1試料	13, 270円	
	1				']
	嗜好的機能物 ムによるもの	寺性評価システ の	1試料	13, 270円	
	過酸化水素分	分析	1試料	5,720円	
なめ、同表物	理化学試験の項	頁中			']
	精油抽出試	 倹	1試料	1時間につき5,740円	
					J
	精油抽出試	ф	1 試料	1 時間につき5,740円	
	発熱量測定詞	式験	1 試料	6,440円	
女める。 附 則 (施行期日) この規則は (経過措置)	、令和7年4月	月1日から施行っ	ナる。		J

10

 $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第23号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条 例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1分析機器の項中「2,670円」を「2,910円」に改める。 別表第2定量分析の項中「9,640円」を「7,680円」に改め、同 表物理化学試験の項中「4,810円」を「4,780円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立 紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規 定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の 例による。

------告 示

高知県告示第174号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下 「意見」という。)の対象となった届出に係る告示 令和6年12月高知県告示第731号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所 在地

マルナカ高知インター店 高知市一宮南町一丁目76番地 1

- 3 意見の概要
- (1) 交通事故防止に万全を期し、特に歩行者の安全には十分 に注意すること。
- (2) 関係車両の通行については、朝夕の通勤・通学の時間帯 を避けるなど、周辺の住民生活に支障をきたすことのないよ う十分配慮をすること。

- (3) 市道への土砂流出のないように注意し、施工すること。
- (4) 関係車両の通行等で市道を汚損した場合は、速やかに道 路管理者に連絡の上、これを復旧すること。
- (5) 建築基準法及び建築基準法関係規定を順守し、増築等を 行う場合は、建築確認の手続を執ること。
- (6) 定格出力0.75キロワット以上の冷暖房機を設置する場合は、高知市公害防止条例の対象事業場に該当するため、当該事業場を設置しようとする60日前までに高知市環境保全課に設置届出書を提出すること。
- (7) 当該施設は、騒音規制法に基づく第三種区域の規制基準 が適用となるため、十分に騒音対策を行い、規制基準値を順 守すること。
- (8) 新たに設置する廃棄物保管施設における生ごみの保管に 当たっては、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な 温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うよう 配慮すること。
- (9) 近隣住民から騒音等について苦情があった場合は、真摯 に対応する等、市民の生活環境の保全には、十分に留意する こと。
- (10) 第三者と紛議を生じたときは、届出者の責任においてそ の紛議を解決すること。

高知県告示第175号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

佐喜浜町加入区

高知県告示第176号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

椎名加入区

高知県告示第177号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

三津加入区

高知県告示第178号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

高岡加入区

高知県告示第179号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

室戸岬加入区

高知県告示第180号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

室戸加入区

高知県告示第181号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

加領郷加入区

高知県告示第182号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

安田町加入区

高知県告示第183号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。 令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

御畳瀬加入区

高知県告示第184号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

高知市加入区

高知県告示第185号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

春野町加入区

高知県告示第186号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

新居加入区

高知県告示第187号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

宇佐加入区

高知県告示第188号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

須崎釣加入区

高知県告示第189号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

久礼加入区

高知県告示第190号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

佐賀町加入区

高知県告示第191号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

下田加入区

高知県告示第192号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

以布利加入区

高知県告示第193号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

窪津加入区

高知県告示第194号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

清水加入区

高知県告示第195号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

藻津加入区

高知県告示第196号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により令和3年3月高知県告示第209号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和7年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

佐喜浜町加入区

椎名加入区

三津加入区

高岡加入区

室戸岬加入区

室戸加入区

加領郷加入区

安田町加入区

御畳瀬加入区

高知市加入区

春野町加入区

新居加入区

宇佐加入区

須崎釣加入区

久礼加入区

佐賀町加入区

下田加入区

以布利加入区

窪津加入区

清水加入区

藻津加入区

高知県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月 モリノ下タ から		前	10. 1	87
幡多郡大月 モリノ上へ まで		後	10. 1	87

高知県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多十木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町出井字火打山 453番3から 宿毛市橋上町出井字火打山 335番2まで	138	令和7年3月25 日

高知県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字モリノ 下夕1102番2から 幡多郡大月町春遠字モリノ 上へ1557番5まで	87	令和7年3月25 日

高知県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安満地福良
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町泊浦字弦場山 409番	294	令和7年3月25 日

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により令和7年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定に 基づき指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに 行わせる。

会和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

1 試験の日時

令和7年10月25日(十)午後1時30分から

- 2 試験の場所
- (1) 高知会場

高知市旭町三丁目115番地 こうち男女共同参画センター 「ソーレ」

(2) 安芸会場

安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会館

(3) 幡多会場

幡多郡黒潮町入野176番地2 ふるさと総合センター

3 受験願書の提出期間及び提出方法

受験願書は、令和7年5月7日(水)から同年6月3日 (火)までの間に、郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出 するものとし、令和7年6月3日付けの消印のあるものまで受 け付ける。

4 受験願書の提出先

東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5 階(郵便番号103-0012)

公益社団法人調理技術技能センター

5 受験願書の配付時期等

令和7年5月7日から同年6月3日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。

- 6 その他
- (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
- (2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター (電話番号03-3667-1815) に問い合わせること。

······

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、国営緊急農地再編整備事業高知南国地区(久枝換地区)の換地処分を令和7年3月7日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。令和7年3月25日

高知県知事 濵田 省司

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和7年3月25日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
 - 交通誘導警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 検定の実施日及び開始時間
- 令和7年7月9日(水)午前9時 (2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」 という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら れた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有 する警備員」という。)とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所に おける負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所に おける負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

令和7年6月2日(月)から同月6日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所 地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所 在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員に あってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提 出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類等
- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、 上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記

載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の 額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す ること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

- 8 検定の実施に関し必要な事項
- (1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

- ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているも のがあれば特参すること。)
- エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等) 又は運 動帽

オ 雨着(雨天時に使用する。)

カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第6号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び 教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施 する。

令和7年3月25日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免 許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)

- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普 通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」 という。)
- (2) 審査の期日

令和7年5月7日(水)から同月30日(金)まで(日曜日及び七曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会 に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示すること。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資

格者証

- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大車等自許正免 第 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
関する技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車 免許等、普通	教則の内容となっ ている事項	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格
自動及の一種を発生を発生している。	自動車教習所に関 する法令について の知識	基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
識	技能検定の実施に 関する知識	面接試験又は論文式の筆 記試験により行うものと し、その合格基準は、それ
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	ぞれ95パーセント以上の成績であること。
車第二種 必 免許等の 技能検定 に関する 技能	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、90パーセント以上の 成績であること。
	自動車の運転技能 に関する観察及び	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95

_

報

	採点の技能	パーセント以上の成績であ ること。			
大型 車 第 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。			
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験により 行うものとし、その合格基 準は、95パーセント以上の 成績であること。			

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
許及び中 定第許関 で 知に関 る 技能	技能教習(自動車 の運転に関する技 能の教習をいう。 以下同じ。)に必 要な教習の技能 学科教習(自動車 の運転に関する知 識の教習をい う。)に必教	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	習の技能	
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特	教則の内容となっ ている事項その他 自動車の運転に関 する知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、
定第一種 免許の教	自動車教習所に関する法令について	その他のものにあっては95パーセント以上の成績であ

習に関する知識	の知識	ること。
- O AHIIIN	教習指導員として 必要な教育につい ての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動 車第二年 免許等都 技能教習 に関する	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
技能	技能教習に必要な 教習の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、80 パーセント以上の成績であ ること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能教習 に関する 知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,750円、普通自動 車免許19,800円、特定第一種免許14,450円、大型自動車第 二種免許等22,200円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等15,100円、普通自動車免許12,000円、特定第一種免許9,950円、大型自動車第二種免許等12,850円)
- 4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線374)に問い合わせること。